

## 第4回古平町議会臨時会 第1号

令和2年11月24日（火曜日）

### ○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 議案第48号 一般職の職員の給与に関する条例及び会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案
- 5 議員の派遣について

### ○出席議員（10名）

議長10番	堀	清	君	1番	木	村	輔	宏	君			
	2番	逢	見	輝	統	君	3番	真	貝	政	昭	君
	4番	寶	福	勝	哉	君	5番	梅	野	史	朗	君
	6番	高	野	俊	和	君	7番	岩	間	修	身	君
	8番	山	口	明	生	君	9番	工	藤	澄	男	君

### ○欠席議員（0名）

### ○出席説明員

町	長	貞	村	英	之	君			
副	町	長	佐	藤	昌	紀	君		
総	務	課	長	松	尾	貴	光	君	
総	務	係	主	査	人	見	完	至	君

### ○出席事務局職員

事	務	局	長	三	浦	史	洋	君
議	事	係	長	澤	口	達	真	君

開会 午前10時00分

○**議会事務局長（三浦史洋君）** 本日会議に当たりまして、出席状況についてご報告申し上げます。  
ただいま議員10名全員が出席されております。  
説明員は、町長以下4名の出席でございます。

◎開会の宣告

○**議長（堀 清君）** ただいまの出席議員は10名で、定数に達しております。  
よって、会議は成立します。  
ただいまから令和2年第4回古平町議会臨時会を開会します。

◎開議の宣告

○**議長（堀 清君）** 直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○**議長（堀 清君）** 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、5番、梅野議員及び6番、高野議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○**議長（堀 清君）** 日程第2、会期の決定を議題にします。  
お諮りします。本臨時会の会期は、本日11月24日の1日間としたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○**議長（堀 清君）** 異議なしと認めます。  
したがって、会期は本日11月24日の1日間に決定しました。

◎日程第3 諸般の報告

○**議長（堀 清君）** 日程第3、諸般の報告を行います。  
報告事項は、例月現金出納検査報告、令和2年北後志消防組合議会第1回臨時会議決結果、令和2年北後志廃棄物処理広域連合議会第2回定例会議決結果及び令和2年後志教育研修センター組合議会第2回定例会議決結果の4件でございます。内容については、お手元に配付の資料をもって代えさせていただきます。  
これで諸般の報告を終わります。

◎日程第4 議案第48号

○**議長（堀 清君）** 日程第4、議案第48号 一般職の職員の給与に関する条例及び会計年度任

用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（松尾貴光君） ただいま上程されました議案第48号 一般職の職員の給与に関する条例及び会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について提案理由の説明を申し上げます。

別冊の令和2年第4回臨時会説明資料、A4横判となっております。これを用いて説明をさせていただきます。資料の1ページ目をお開きください。本件は、人事院が国家公務員の給与に関して、令和2年10月7日にボーナス、期末、勤勉手当の勧告及び報告、10月28日に月例給についての報告を実施しました。令和2年11月6日には一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案が閣議決定されましたので、これに準拠する条例改正となっております。令和2年人事院勧告に基づく給与法改正に準拠した改正内容といたしまして、民間の支給割合との均衡を図るため、期末、勤勉手当の支給月数を4.5月から4.45月に、民間の支給状況を踏まえ、期末手当の支給月数に反映をしております。

改正の内容といたしまして、第1条改正及び第2条改正では、令和2年度の期末手当、12月期分を1.25月とするもの、令和3年度以降につきましては6月期以降の分を1.275月とするものでございます。

第3条の改正では、会計年度任用職員の期末手当の支給月数の改正となっております。この部分につきましては、令和2年度につきましては経過措置により会計年度任用職員の期末手当の支給月数は一般職の2分の1、令和3年度については一般職の4分の3という規定をしておりますので、これに基づく改定でございます。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○3番（真貝政昭君） 会計年度任用職員の人数ですけれども、保健福祉課と総務課に配置されていると思いますけれども、それぞれの人数は何人ですか。

○総務課長（松尾貴光君） 勤勉手当の支給率の改正なものですから、詳細な人数を持ってきた資料、持ち合わせてございません。

○3番（真貝政昭君） 分かると思うのですけれども、保健福祉課のほうは医療従事者だと思いました。総務課のほうは1名だと思っていたのですけれども、それでも分かりませんか。

○総務課長（松尾貴光君） 詳細な資料を持ち合わせておりませんので、総務課は車両運転手1名というのは分かりますけれども、医療関係の者、出入りがありますので、今何名というのはちょっと資料がないので、申し訳ございません、説明することできません。

（何事か言う者あり）

○議長（堀 清君） 担当課長、今日来ていませんので。

（何事か言う者あり）

○議長（堀 清君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) ないようですので、これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 討論がないようですので、これから議案第48号 一般職の職員の給与に関する条例及び会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

#### ◎日程第5 議員の派遣について

○議長(堀 清君) 日程第5、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。議員の派遣については、お手元にお配りしましたとおり派遣することとしたいと思ひます。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣についてはお手元にお配りしましたとおり派遣することに決定しました。

#### ◎閉会の宣告

○議長(堀 清君) これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和2年第4回古平町議会臨時会を閉会します。

閉会 午前10時10分

上記会議の経過は、書記  
いことを証するためにここに署名する。

の記載したものであるが、その内容の相違な

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員